

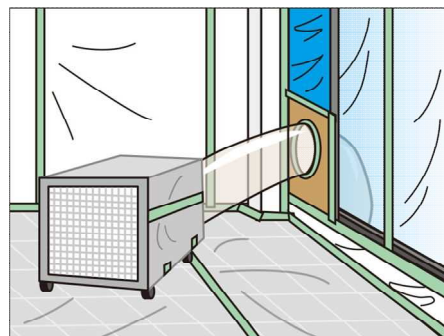
5 除去等の方法・作業基準

5.1 飛散防止策の遵守

関係規程：法第18条の14、第18条の16第1～2項、第18条の19～第18条の20 / 法施行規則第16条の4、第16条の13～第16条の15、別表第7 / 条例第51条 / 条例施行規則第28条、別表6 / 令和3年札幌市告示第1584号 / 国マニュアル「2.2.4.(6)」、「2.2.8.(1)」、「2.2.11」

特定工事の元請業者・下請負人（又は自主施工者）は、建築物等に使用されたアスベスト含有建材の種類に応じて規定された作業の方法や作業基準等を遵守しながら特定粉じん排出等作業を行う必要があります※¹。

また、発注者は、施工方法、工期、工事費等の請負契約において、作業基準の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮する必要があります。これは、元請業者と下請負人との関係においても同様です。



建材	作業の方法		作業基準等
レベル1～2	除去	作業場を負圧隔離する方法	➡ 5.3
		その他の方法（グローブバッグ工法）	➡ 5.4
	封じ込め・囲い込み※ ²	➡ 5.5	
レベル3	除去		➡ 5.6（成形板等） ➡ 5.7（仕上塗材）

※¹ 作業にあたっては、関係法令を遵守することはもちろん、原則、国マニュアル、「石綿粉じんへのばく露防止マニュアル（建設業労働災害防止協会）」、「既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説（日本建築センター）」及び本マニュアルに沿って行ってください。

なお、作業基準等に沿った作業が著しく困難な現場については、必ず事前に札幌市環境局環境対策課へ作業方法を相談してください。

※² 建築物等の解体工事における特定粉じん排出等作業の措置として「封じ込め・囲い込み」を行うことはできません。また、封じ込め・囲い込み作業を行うにあたっては、当該部分の特定建築材料の状態（劣化状態、下地との接着状態）を確認し、状態不良を認められる場合には、除去作業を行う必要があります。